

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年三月三十日法律第九号）〔抄〕

（道路運送車両法の一部改正）

第二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項本文中「前項第一号」を「第一項第一号」に、「同項」を「前二項」に改め、「納付は、」の下に「検査法人及び」を加え、同項ただし書中「同項第八号」を「第一項第八号」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。
第二百二条に次の一項を加える。

6 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法第二百二条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十二条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二百十三条第二項第一号口及び附則第五百五十八条第一号口の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。